

第13期千葉県生涯学習審議会第10回会議及び令和3年度
第2回千葉県社会教育委員会議事録

令和3年10月29日（金）

午前10時～午前11時15分

千葉県庁議会棟1階第1・第2会議室

出席委員（敬称略五十音順）

岡部 成行	重栖 聡司	式場 敬子	田中 美季
田村 悦智子	福田 正明	二村 好美	望戸 千恵美

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部長	浅尾 智康
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	鈴木 真一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	柳生 浩之
社会教育振興室 新県立図書館建設準備班長	谷口 維啓
同 副主幹	田中 雅美
同 社会教育班長	阿部 雄一
同 副主幹	小倉 藤吉
同 社会教育主事	三島 隆志
同 副主査	岩本 直樹
同 主事	矢野 沙織
学校・家庭・地域連携室 副主幹	吉田 俊一
千葉県立中央図書館長	吉野 清
千葉県立中央図書館読書推進課長	大森 明香

3 報 告（1）千葉県読書バリアフリー推進計画の策定に係る進捗状況について

【生涯学習審議会の取扱い】

議長 それでは、報告1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 千葉県読書バリアフリー推進計画策定の進捗状況について報告する。「資料1」の「千葉県読書バリアフリー推進計画策定の流れ」をご覧願いたい。

1つ目の四角が、令和元年6月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、略称「読書バリアフリー法」である。

「読書バリアフリー法」では、責務として、第5条に、地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。また、第8条に地方公共団体は、「（国の）基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。これらに基づき、千葉県の読書バリアフリー推進計画を定めようとしている。

次の四角が、令和2年7月に国が策定した、「読書バリアフリー基本計画」である。読書バリアフリー法で国が施策を講ずるとされている8つについて、施策の方向性が示されている。地方公共団体は、この中の①②③⑥⑧の5つについて、施策を講ずるとされている。これにより、千葉県読書バリアフリー推進計画には、この5つの施策について、千葉県の状況に応じた取組を盛り込んでいく。

計画作成に当たっては、まず、庁内関係課の担当者会議として「読書バリアフリー推進庁内検討会」で計画案を作成している。関係課は、点字図書館の運営支援等を担当している健康福祉部の障害者福祉推進課、教育庁内の関係部署として特別支援学校を担当する特別支援教育課、学校図書館を担当する学習指導課、県立図書館を担当する生涯学習課、県立図書館である。

計画策定に当たっては、読書バリアフリー法で、「視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める」とされており、千葉県では、生涯学習審議会内に、読書バリアフリー推進部会を新たに設置した。部会は、生涯学習審議会委員4名と、関係機関の職員等として、読書バリアフリーに知見のある、社会教育、学校教育、障害者福祉関係者5名で構成し、この関係者の中に視覚障害当事者を含んでいる。

読書バリアフリー推進部会は、これまでに2回開催した。8月17日に開催した第1回部会では、推進計画の全体構成や骨子案について協議した。10月7日に開催した第2回部会では、第1回の部会で出た意見等を反映し

た推進計画案について協議した。

推進計画案について、概要を説明する。「資料1-2」をご覧願いたい。

計画策定の目的は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする読書バリアフリー法に基づき、本県の実情を踏まえ、県の推進計画を策定するものである。

計画の期間は令和4年度からおおむね5年間である。これは、国の基本計画の期間5年間と合わせている。

次に千葉県における現状や課題について、現状には、障害者手帳の所持者数や、県立図書館・千葉点字図書館の登録利用者数等を述べている。

課題としては、市町村図書館等での取組に差異があること、サービスや資料の情報が、必要とする当事者に届いていない可能性があること、学校については公立図書館から資料を借り受けるなどの連携体制の充実が必要であること、また、アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上のためには、これを担う製作人材の確保が必要であることなどを挙げている。「アクセシブル」というのは、注記を薄い水色の角丸四角形で入れてあるが、アクセスしやすい、利用しやすいということで、「アクセシブルな書籍」は点字図書や拡大図書等、「アクセシブルな電子書籍」はデジタル形式の録音図書、音声読み上げ対応の電子書籍等を指す。

「基本的な方針」については、国の基本計画と同様に3点掲げている。

「アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供」、「アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上」、「視覚障害者等の障害・程度に応じた配慮」の3点である。

次に、読書バリアフリーに係る目標は、地方公共団体が講ずるとされている5つの施策それぞれについて、関連する指標を設定する。また、読書バリアフリー法では、地方公共団体は計画策定の努力義務があるとされており、県だけでなく市町村も計画を策定する必要があるため、県は市町村における計画策定を支援することを目標に設定する。

施策の方向性と取組は、地方公共団体が講ずるとされている5つの施策について、基本的考え方と取組を記載する。

主な取組内容としては、次の内容を盛り込む

- ・全ての図書館でアクセシブルな書籍等の収集・貸出の充実を目指す。また、障害者サービスの周知・普及を図る
- ・県立図書館は、資料の貸出や職員研修等を通じ、市町村や学校図書館のサービスの充実を支援する。
- ・県教育委員会は、視覚障害者等の図書館の利用を促進するため、関係者会議を設置し、情報交換や連携を強化する。
- ・各学校は、公立図書館からのアクセシブルな書籍の借り受け等、利活用体

制を整える。

- ・国立国会図書館・サピエ図書館の活用促進、オンライン対面朗読等のネットサービスの充実を図る。
- ・県立図書館・点字図書館は、端末情報機器の利用方法や情報の入手方法等に関する講座、購入に関する相談事業等を行い、障害者等のIT利用を支援する。
- ・県立図書館及び点字図書館は、点訳・音訳書籍の製作人材の育成を図るため、各種講座を充実する。

様々な立場の方の取組の参考となるよう、各施策に関連する取組事例紹介を掲載し、巻末には用語集や、参考資料として、県立図書館・千葉点字図書館のサービス案内、さまざまな読書の手段の紹介を掲載することとしている。

推進計画案の概要は以上であるが、現段階では県内の状況の把握が不足しているため、県内の市町村図書館等への調査を行い、この調査結果を推進計画案に反映する。

今後、年度末に向けてパブリック・コメントの準備を進める。

第1期の計画として、千葉県全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備できるよう、推進計画を策定していく。

千葉県読書バリアフリー推進計画の策定に係る進捗状況についての報告は以上である。

議長 ただいまの説明について質問、意見等があれば出していただきたい。

委員 私もこのバリアフリー推進会議に参加しているが、分からない点も多い。課題として、読んでいくと、病院との関連、連携が入っていない。それはすごく重要なことではないかと思う。眼科が該当するのかわからないが、ぜひそういった機関とも連携し、図書館にも病んで行けない方や、親も行けない方への支援を考えたい。ぜひ連携を密にして、課題として入れていただきたい。

議長 課題に入れた上、できれば施策の方向の取組にも入れてほしいとのことであるが、このことについて事務局から何かあれば説明いただきたい。

事務局 意見をいただいたとおり、今、病院は案には入っていないので検討させていただく。取組の中で、従来、図書館は、図書館のサービスについて住民に周知するといった限定した活動にとどまっていたが、この推進計画をきっかけに、部署横断的に図書館のサービスについて、市役所などの福祉部局の窓口での周知をお願いする。逆に、福祉にはこういうサービスがあると図書館の利用者に告知するなど、関係機関が連携した周知、普及に取り組んでいきたいと思って

いるので、その中で病院との取組が何かできるか検討していきたい。

議長 ほかにあるか。意見や質問があれば今のように出していただきたい。

委員 課題の部分で製作人材の確保、製作人材育成を図るために講座を充実させるということがある。例えば製作に関わる人をどのように集めていくのか、現状、今の時点でどうやって取り組むか、どういうふうに確保していくかについて、もし分かれば教えていただきたい。

事務局 現状で県立図書館や千葉点字図書館で音訳、声で本を読み上げるサービスをする人の育成を行っているところである。県立図書館においては、既に活動している人について資質向上を図る講座を毎年開催する状況が続いており、活動していただいている方の高齢化が課題になっていたので、数年前に新規に活動していただく方を増やすための初心者向けの育成講座、養成講座を開始する取組を始めた。今後、新規音訳者の養成などについても計画的に取り組んでいきたいと思っている。

議長 ほかにあるか。

委員 意見というよりも、本部会に参加させていただいて、事務局の方が意見をよく吸い上げ、課題としての市町村との連携が必要ということを丁寧にやっていただいている。この点は必要であるし、連携する段階でこの計画ができたときに、また市町村ともさらに計画に基づいた推進ができていくのではないかと思いますので、今の方針で頑張ってください。

議長 課題のところの3番目であるが、この審議会で県立図書館についていろいろと議論する中で、学校では公立図書館からの資料提供など連携体制の充実とうたっている。千葉県は中央図書館を中心として、取組をしっかりと行っているというイメージを私は個人的に持っていたが、これはやはり課題として今も残っているのか。現状について教えていただきたい。

事務局 県立図書館としては、県内の県立高校、特別支援学校に対して、主に資料の貸出しなどを通じて連携を図っているところである。一方、子ども読書活動の推進の関係で、小中学校を含めた学校と公立図書館の連携している割合を毎年調査しているが、それによると、おおむね7割程度が連携しているという調査結果になっており、まだ活用が図られていない部分があると思うので、県立図書館だけではなく、小中学校が地元の市町村の図書館等との連携を図るという部分についても含めて連携を図っていく必要があると考えている。

議長 ほかにいかがか。なければ、この報告についてはこれまでとし、次に移る。

報 告（２）千葉県社会教育主事・社会教育士の養成の推進について

【社会教育委員会議の取扱い】

議長 ２番目の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料２に基づいて説明するのでご覧願いたい。

千葉県における社会教育主事及び社会教育士養成の推進について説明する。この取組は、社会教育行政における中核人材である社会教育主事と、地域の人づくり、地域づくりでの活躍が期待される社会教育士の養成を推進し、千葉県の生涯学習、社会教育の振興を図る体制を整えるものである。

このことに関して、近年の国の大きな変化として社会教育士制度の開始が挙げられる。平成30年２月の社会教育主事講習等規程の一部改正により、令和２年度以降の社会教育主事講習を修了した者もしくは大学の社会教育主事養成課程の単位を修得した者が社会教育士の称号を名乗ることができるようになった。

これまでの制度としては、講習の修了者及び大学の養成課程の単位を修得した者のうち、一定の職務経験を有する者に資格を認定してきた。さらに、資格の認定を受けた者が県や市町村の教育委員会で社会教育主事としての発令を受けることでのみ、初めて表に出てくる職となっている。有資格者は大勢いるにもかかわらず、社会教育主事を名乗れるのはごく一部の人に限られていた。もちろん、その分、その専門性が担保されるという利点はあるが、せっかく講習等で身につけた学習成果が発揮される場面が限定されていたのも事実である。

それでは、新しく制度化された社会教育士について説明する。

(2)で、これまでの制度である社会教育主事については、資料の１の(2)アに記載のとおりであるので、ご覧願いたい。

この社会教育士は、令和２年４月から制度化された専門人材の称号である。社会教育主事講習等の学習成果が教育委員会のみならず、首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携、協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことが期待されている。そこで気をつけなければいけないのは、社会教育主事に代わって社会教育士となったわけではなく、あくまでも教育委員会に置かれる社会教育主事は引き続き中核的役割を担いつつ、幅広い分野での活躍が期待される社会教育士が加わったということである。

次に、２ページ目の(3)の米印のところをご覧願いたい。先ほどから社会教

育主事講習と言っているが、社会教育主事の資格や社会教育士の称号を得るための方法である社会教育主事講習等について説明する。

ひし形のとおり、大きく分けて、社会教育主事講習と社会教育主事養成課程がある。講習を実施する機関により、その日数や時間には違いがあるが、代表的な講習では、4科目20日間の講習を受講することになる。これらの講習等で養われる資質・能力としては、以下の3つが挙げられている。1つ目は、人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、2つ目は、人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、3つ目は、人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力である。こうした講習等を通して養われる社会教育の体系的理解や3つの資質・能力を発揮し、様々な分野で活躍していくことになる。

次に、(4)の社会教育士に期待される役割について説明する。

まず、多様な主体と連携、協働し、学習活動の支援を通じて人づくりや地域づくりに携わること、住民の地域への参画意欲を喚起し、その特性に応じて学習支援を行うこと、住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげること、また、地域の多様な人材や資源をうまく結びつけ、地域活動の組織化支援を行うことなどである。

これまでの社会教育主事と異なり、発令の有無にかかわらず、社会教育士を名乗ることができるようになった。さらに、教育委員会だけでなく、多様な分野に社会教育士がいることで、さらなる学習機会の充実とネットワーク化が可能になったものである。

ここで、文部科学省が想定する地域における社会教育士の活動のイメージ図を基に補足説明させていただく。スクリーンをご覧いただきたい。言葉だけでは分かりづらいかと思うので図面を作成した。黄色で示したものが社会教育士であるが、これは文部科学省が作成している、様々な場所にいると想定される未来の予想図となる。例えば学校の中に地域コーディネーターとして社会教育士がいて、行政の中に、教育委員会だけでなく、環境や産業、そして福祉、そういった分野の行政職員が社会教育士になっている。もちろん公民館、博物館などの社会教育施設にもいていただけるとよいと思う。さらに、例えば、企業のSDGsとか、CSRとか、そういった教育分野に携わるような方が社会教育士を持っていることで学びを促進していくことにつながると思う。あとは公園の中の子育て団体、グループの方、地域で活動される方々にも生きてくると思う。

この図は社会教育士以外に、先ほど説明した社会教育主事が真ん中にいるかと思うが、ここがまた重要なところで、社会教育士だけでは成り立っていかない。社会教育主事を中心として、まずはつながりが生まれる。行政にも学校にも社会教育施設にも企業にも地域の中にも社会教育士がたくさんいて、それぞれがつながりをつくること、多様な分野に社会教育士がいることでさらなる学

習機会の充実とネットワーク化が可能になる。こういった未来予想図を文部科学省、そして千葉県は描いているというイメージを紹介した。地域の様々な分野において、社会教育士が活躍することが期待されている。

次に、3ページ目をご覧願いたい。グラフのあるページになる。これまでは国の制度全般について説明させていただいたが、ここからは千葉県の現状とその取組について説明させていただく。

まず、現状である。県及び市町村における社会教育主事の配置数について、資料のグラフをご覧願いたい。

アの県教育委員会における配置数であるが、平成16年度には教育庁、教育事務所、青少年教育施設、市町村への派遣として、56名にも上る配置があった。そこから平成20年度には、青少年教育施設の指定管理者制度移行に伴い、青少年教育施設への配置が終了し、平成22年度には市町村への社会教育主事の配置が終了した。その後も減少傾向が続き、今年度は教育庁と教育事務所に総勢12名を配置している。

次に、イの市町村教育委員会における配置数であるが、配置人数、配置市町村数、ともに減少しており、残念ながら、この傾向は継続している。市町村への聞き取りによると、資格を有する職員はいるものの発令をしていない例や、講習に出すための予算が確保できず、長年講習を受講していないといった市町村もあった。

次に4ページをご覧願いたい。(2)であるが、その一方で、令和2年度から始まった社会教育士の称号を取得することを目的とした、社会教育主事講習についての県への問合せが大変増えている。これまでは教育委員会職員や教員が主な受講者であったが、社会教育団体の方、NPOの方、企業の職員、首長部局の職員、大学生など、幅広い層からの問合せを受けている。また、講習受講希望者も増加しており、夏の講習では昨年度比で4倍近くの希望者があった。確実に社会教育士への関心の高まりを感じている。しかし、この関心の高まりに水を差される形になってしまうが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から講習の受講定員が減らされ、受講を希望していても受講できない方が出してしまうという状況が昨年度から続いている。

ここからは社会教育主事の減少や社会教育士に関する関心の高まりを受け、千葉県が今年度、新たに行っている取組を紹介させていただく。

まず、(1)の社会教育主事講習における千葉会場の開設である。これは、国の機関が上野にある会場で例年行っているものであるが、その千葉会場の開設である。国の研究機関である社会教育実践研究センターが実施する20日間の講習について、これまで千葉県は受講希望者を取りまとめ、推薦する事務を行ってきた。これに加え、千葉にも会場を設けて受講者を受け入れるよう手を挙げることにした。このことにより、より多くの受講希望者が受講できる環境を整えることができる。

千葉会場の具体的な運営内容としては、オンライン受講となる前半の日程では会場運営はないが、確認テストの採点や再テスト、レポートの添削等を行うことになる。集合受講となる後半の日程では、幕張にある県総合教育センターを会場として演習を行う。会場運営、演習指導、シンポジウム運営など多岐にわたる内容になるが、県生涯学習課、教育事務所、さわやかちば県民プラザの協力を得て、県を挙げて社会教育主事、社会教育士の養成に努めることとしている。

(2)のその他の取組であるが、現状でも説明させていただいたとおり、社会教育主事の配置が進まない現状があることから、これらの推進に係る市町村への依頼文書の発出を行った。次のページの参考資料を参照していただけるとありがたい。

これまで社会教育主事、社会教育士に関しての情報提供をするものがなかったことから、県ホームページに啓発するページを作成し、その啓発に努めている。

また、社会教育士は幅広い多様な分野で活躍することが期待されているため、それぞれの分野ごとに周知チラシを作成し、適所に配布している。こちらも参考資料にチラシをつけている。1枚目が学校版になるが、それぞれ社会教育側の養成版、企業、NPO版もあり、本当は4枚あるが、裏面の文字が青色の部分、「どのような場での活躍が期待されるの？」の部分が違うので、このところだけ、それぞれの4分野分載せてあるので御参照願いたい。

資料に戻る。最後に、社会教育主事、社会教育士は、自分自身も常に学び続けることが大切なため、現職研修が重要となる。そこで、社会教育主事等実践研究交流会を開催し、事例発表や討議、情報交換を通して、その資質向上を図っている。

社会教育養成の中核となる社会教育主事を中心とし、様々な分野で活躍する社会教育士がそれぞれの場面で人々の学習を促進し、さらには互いがつながりながら地域の学習の充実を図ること、ひいては人づくり、地域づくり、つながりづくりという社会教育の意義を十分果たせるよう、これからも支援していきたい。

議長 ただいまの事務局の説明について、意見、質問があればお受けしたい。

委員 県としては推薦しているということで、講習を受けるに当たっての研修旅費は何か補助が出るのか。ほかの講習については、希望者が個人で受講して、この講習に対しては有料であるのか。その辺も学校としてサポートできるような、県として全部の補助を考えているのかを含めて伺いたい。

議長 社会教育主事の講習を受けるときに補助がなくて、なかなかいなかったとい

う現状を御存じだと思う。県としての補助の状況があったらお話しいただきたい。

事務局 質問は、社会教育主事講習以外の研修に関してか。

委員 両方である。

事務局 社会教育主事講習については、法で配置すると決められているものであるもので、学校の先生方が受講するに当たっては県から旅費を支給している。それ以外の市町村職員については、残念ながら、今のところ旅費の支給はない。それ以外の一般の方々についても自費での御参加は、受講自体は無料になるが、旅費については自身での負担となる。

研修旅費については、社会教育に関して言うと、社会教育主事講習以外に何か援助しているということは今のところない。

議長 ほかにいかがか。

委員 今話を聞いたが、社会には非常に有意義であると思う。私はグループ別には企業で、今の新入社員に多少の講習をやっているが、コーディネートとファシリテート、プレゼンテーション、まさしくサラリーマンにとって必要なものである。ただ、ネーミングとして「社会教育士」というと、敷居がすごく高い。企業の関係でコンサル業者があるので、そこに行っているが、話を聞くと、こちらと少し合わない。こちらは地域の局で地域のコーディネートが非常に重要な会社であるので、社員が参加するように会社で検討してもよいが、むしろ民間のほうが有意義なことがあるのかなという部分で、昔、町会があって、組長がいたりしているが、そんな部分も話をしてもいいが、社会教育士という名前だけで、抵抗感が生まれてしまう。会社と話をしても、コーディネートとファシリテート、プレゼンテーションをやると言うが、社会教育士というところがひっかかると思った。

事務局 社会教育士という名称については、国のほうで定めているが、考え方としては、学習を促進していく立場として社会教育という言葉を入れてあるのではないかと考えられる。おっしゃったとおり、企業、民間の方であったり、自治体の方であったり、そういう方々にぜひ社会教育士になっていただきたい。先ほどから紹介しているのは、上野のセンターで行っている講習だけであるが、大学でも行っているし、いろいろな場所で学びの機会はある。さらに、需要の高まりから、そういう機会はどんどん増えていくと思う。ぜひ県としても情報提供を進めていきたいと思っている。

委員 これを取ると、それ以外に何か付加的なメリットはあるのか。

事務局 今までは講習を受けて資質・能力を身に付けたとしても、教育委員会で発令されないと、それが表に出てこなかったが、特に発令されることは関係なく、社会教育士と名乗ることができ、名刺に書くことができる。もちろん、社会教育士になったので、例えば就職につながるとか、そういう社会的なところまではまだ行き着いてない。スタート地点に立ったというところかと考えている。

委員 市町村の立場で今この報告をお聞きしていて、今度から千葉会場で受講できることは大変ありがたい。今までは上野へ派遣していたので、そういった面で、郡部であると通勤がかなわないので、長期間泊まり込みで研修を受けることは大変な負担であった。かつては40日研修だったと記憶しているが、現在は20日間でよい。今まではAとBで夏と冬やっていたが、上野のほうはそのまま同じように年間2回続くのか。それが1つ。

市町村の現状としてお聞きいただきたいのは、平成20年度まで各市町村に県費負担教員からの派遣社会教育委員制度があったときには、教職員も大学で受講して資格をかなり取ってきていた。ところが、この派遣制度がなくなったがために、その熱が一気に冷めてしまった。今、市町村は当然ながら人事異動があるので、私どもの市としても、せっかく現場の教員の中から適切だと思われる者を出向させて生涯学習課へ派遣し、そこで初めて受講させて育てる。育った、実際に現場で頑張ってくれたと思ったときには、そろそろ学校現場へ戻さなければならない。そうすると、また次を育てなければならないので、大変だとなる。

市町村としては、社会教育主事の果たす役割は非常に大きい。これは地域交流にとって、特に教員を経験していると、手前みそになるが、小さな子どもからお年寄りまでの対応が、やはり教員はコミュニケーション能力に長けているので、その点は非常に重宝と言ったら言葉は不適切かもしれないが、本当によいことであって、なくてはならない存在だと思っている。繰り返すようであるが、千葉会場はこれからもぜひ続けていってほしい。非常によい試みだと思う。

委員 私は初めて社会教育士という名称を知った。一般県民でも参加できるということで興味を持っている。私が当初思ったのが、(3)の養われる資質・能力、これだけのことを身につけられると思うと希望が湧く。

受講科目は4つあるが、具体的にもう少し詳しく内容が分かったら、興味がさらに湧くと思うがいかがか。

事務局 地域の中で活躍していただくことが求められていると思っている。講習の4

科目についてであるが、まずは社会教育、生涯学習に関する概論的、理論的なところを学ぶ。そして、社会教育経営論ということで、社会教育を運営していくために必要なことについて学ぶ。この2つは基本的には座学になる。その後が生涯学習支援論として、人々の生涯学習を支援する技術について学んでいく。ここは演習が入ってくる実践的なところになる。最後が社会教育演習といって、事業計画をグループで考えるという実践的な内容になるので、理論的な科目が2科目で実践的な内容が2科目という構成になっている。

議長 ほかにあるか。3人の委員の意見をまとめると、社会教育主事制度がなぜ失敗したかという点の第1番目は、市町村教育委員会に限られたという部分と、市町村と県との間の理解の違いがかなりあったというところから派遣が終わったと聞いている。皆さん賛同しているので、企業であるとか、施設であるとか、行政であるとか、ぜひしっかり理解し合って、連携を取って進めていただきたい。

 報告(2)については以上とする。

報 告（3）学校卒業後における障害者の学びの支援事業について

【社会教育委員会議の取扱い】

議長 報告(3)について、説明をお願いします。

事務局 学校卒業後における障害者の学び支援事業について説明する。この事業は、障害者が学校卒業後の就労や生活に関することだけでなく、学びたいものを学べる環境を整えていくことで共生社会の実現を目指していくものである。

 事業の目的として、3年間の国の委託事業、学校卒業後における障害者の生涯にわたる学びの支援に関する実践研究事業で得た成果を基に、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持、開発、伸長することができる学びの場の県内各地への普及を推進している。

 平成30年度から令和2年度までの文部科学省委託事業の成果について説明する。学習プログラムの開発として、障害者の講座を主催する立場のプログラムを作成している。関係機関の連携体制の構築として、事業全体への指導・助言、生涯学習講座講師への人材提供協力といった専門的知識や人材の提供を受けることができる体制を構築した。研究成果の普及・啓発として、成果の周知をするために障害者の生涯学習推進フォーラムなどを行ってきた。

 ここで得たノウハウを基に令和3年度の取組として、公民館での事業、地域の公民館で障害者対象の生涯学習講座の開講支援を行う。生涯学習講座の動画配信による普及、生涯学習講座の動画配信により、いつでもどこでも学べる環境を整備する。障害者の学びに関する相談窓口の整備、生涯学習講座の講師紹

介を行い、より生涯学習講座開設のしやすい環境を整える。障害者の学び研修会として、市町村関係職員に取組や実践などの紹介を行い、障害者の学びについての普及・啓発を図る。

公民館での事業、取組の内容については、公民館が主体となり、障害者対象講座の計画作成から事業の実施、振り返りをさわやかちば県民プラザとともに行うことで障害者の講座の開設の経験を積んでいく。また、市町村関係課は地域内の各公民館への情報発信をして、地域内の機運を高めていく。公民館が実際に障害者の生涯学習講座の計画から運営、振り返りを主体となり実践することで、障害者の生涯学習講座開設の際に予想される題材設定や講師選定などの計画の作成、それから、講座を実施するための留意点などを経験し、実施後の障害者の生涯学習講座づくりの一助としていく。また、この経験を市内の社会教育施設と共有することで、市内全域に障害者の学びの環境を整えることができるようになることを期待している。

こちらは、まず1の実実施計画からスタートする。講座開設に関する課題及び公民館の実態の把握、それから題材、講師の設定、目標の設定、講座の進め方などを検討する。

次に、2番の講座の実施では実施状況の把握をする。市町村関係課会議と県民プラザ、生涯学習課が取組の様子を視察する。

3の事業評価では、講座の評価をする。実施講座のテーマや内容などを振り返る。テーマや内容の妥当性など、次回の実施や今後の受注がある場合は、今後の連携などについて確認していく。

事業の様子を市町村関係課の協力を得て、地域の他の公民館への周知をしていく。

それでは、今年度の実践報告をする。令和3年7月24日に市原市の辰巳公民館で行った生涯学習講座は、市原市特別支援学校生徒へのアンケート調査の結果を基にして、調理をテーマに実施した。特別支援学校卒業生、公民館職員、コーディネーター、近隣住民、ボランティア学生が参加した。

辰巳公民館の取組概要である。講座名、生活に役立つ料理。講座目標、卒業後の生活の中に役立つ料理を、1つの素材からのアレンジでレパートリーを増やしていく。実施内容は簡単な食事づくり（主菜・副菜・デザート）である。実施場所は調理室。講師はボランティアで、対象者は市原市近隣の障害者である。その他、近隣の特別支援学校高等部の生徒に対してアンケートを実施し、その結果を参考として、開講する講座内容を決めていった。

左側がアンケート用紙のサンプルになる。こちらは辰巳公民館の近隣に位置する特別支援学校高等部生徒のニーズを把握することで、障害者を対象とした公民館講座の内容を決めてきた。

こちらはアンケート結果となる。第1希望、第2希望、ともに料理の希望が多いことが分かる。これは、学校を卒業してからの自立に向けた生活のことを

授業の中で学んでいることもその一因だと考える。次いで創作、音楽、運動の趣味的なものが多くなっている。

第2希望では、ボッチャ大会が多数ある。これは、特別支援学校の生徒は学校の授業で経験しているスポーツであり、第1希望の次に選ぶという要因が大きいと考える。

これらの結果を踏まえ、辰巳公民館では生活に役立つ料理として、作ってみようmyごはんの講座となった。その後、具体的な話し合いを公民館担当者、市町村関係課員、県民プラザ、生涯学習課と行った。

話題の中には、講座に申し込んできた障害者への対応、当日の運営に関わる大学生ボランティアなどについて話題が上がった。このように講座内容を決めていく手段として、これまでに培ってきたノウハウの活用ができた。

ここからは当日の様子について、写真を見ながら説明していく。

この写真は、当日の講座実施中の写真になる。調理に関する技能を磨くことだけが目的ではないので、支援者とのやり取りをしながら調理を進めていくことも大事な要素となっている。左側の写真は、参加者と支援者の視点が写真の外側に向いているかと思う。視線の先には見本となるジャーマンポテトが置いてあった。それを一緒に作っていくという共同的な支援が行われている。右側の写真になる。この写真は、ガパオライスの具を炒めている写真である。支援者も近くにいるが、あまり関与していないように見える。実はガパオライスの調理は最後に行った調理である。1品目にジャーマンポテト、2品目に白玉団子、3品目にガパオライスの順に作っている。つまり参加者にとっては、木べらの使い方やガスコンロの操作、フライパンの動かし方など、ある程度の経験を積んだ上での調理となっている。そのため、自分なりの工夫をする余裕がある。この写真から見ても、フライパンの柄を左手で添えながら安定させ、木べらを動かして具材を炒めている様子がうかがえると思う。どうしたら炒めやすいのか、安全なのかなどを自分で考えながら調理している。こうした深く考え、学びながら調理することができるように、支援者はあえて見守り支援を行っている。

こちらは視覚的な支援についての写真になる。左側の写真は、レシピを黒板に掲示している。調理の工程が分かりやすいように、①から数字が振ってある。調理工程についての説明が簡潔に文字に記してある。このレシピは、調理講座が終わった後に受講者も保護者も一緒になって撮影していた。恐らくこの写真を基に、家庭でも同じものを作ろうと考えていたのではないかと思った。右側は完成したサンプルで具体物による支援である。写真では一面しか見ることはできないが、実物となると立体的になる。料理の香りも質感も感じ取ることができる。そのサンプルを見ながら、受講者は笑顔で料理づくりに取り組んでいた。具体的なイメージをつかむための大事な支援だと思う。

今後の予定である。今後は野田市二川公民館、11月5日、野田市南部梅郷公

民館、11月11日に「パラリンピックをみんなで体験!NEWスポーツ」、障害のある人も障害のない方も同じルールでプレーできるよう考案されたニューススポーツを予定している。内容はボッチャである。競技を通して受講生と障害を持つ方々の交流を図り、笑顔になれるように実施していく。

長生村交流センターでは令和3年11月18日に、交流内容はボッチャである。理由としては、コロナ禍で運動不足、人と交流できていない、そういった人たちに軽い運動で体を動かし、ゲームを通して人と交流していきたい。さらに、軽スポーツ、レクリエーション参加者全員でボッチャを行い、コミュニケーションを楽しむことができるのではないかと考えて設定している。

市川市は日時と場所はまだ決まっていないが、内容としては、ミュージカルを行う団体と連携してダンスや体操の動画配信を行う予定である。コロナ禍のため、市の方針では、授業はオンラインのみの開催となっている。

富里市は11月から12月中を考えているが、未定である。内容としては、障害者福祉施設の方を対象に手書きの年賀状を絵手紙として作成する講座を検討している。富里市には絵手紙サークルがあり、その団体に講師を依頼する方向で現在調整している。

以上で学校卒業後における障害者の学びの支援事業の説明を終わる。

議長 ただいまの説明に質問があれば聞かせていただきたい。

委員 質問ではないが、今、ちょうどこのことに関してのドラマをテレビでやっている。「恋です!」という題のドラマを御存じか。ちょうど私は見始めたときにこの関係に携わったので、内容がよく入ってきた。視覚障害者の方がどんなに大変で、努力しなければ一般の就職ができないかという場面を放送している。見ていただくとよいと思った。

議長 ほかにいかがか。

委員 この取組に何人ぐらい参加されたのか。

事務局 4名が参加した。

議長 ほかにいかがか。

委員 公民館が事業として扱っているというのは初めて知ったが、やはり公民館は必ず近くにあるので、すぐ行ける場所としてよいと思った。

議長 以上で報告を終わりにする。事務局に進行をお返しする。

司会

議長、ありがとうございました。委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもって、第13期千葉県生涯学習審議会第10回会議及び令和3年度第2回千葉県社会教育委員会議を閉会する。

本日はありがとうございました。

—— 以上 ——